

松本平広域公園総合球技場（サンプロアルウィン）スタジアム照明設備改修工事
特記仕様書

第1章 設計

ア 設計業務の着手

受注者は契約締結後15日以内に設計業務に着手しなければならない。この場合において、着手とは設計業務実施のための監督員との打合せ又は現地踏査を開始することをいう。

イ 貸与資料

既存設備に係る図書等、保管されているものの中で設計に必要な資料を受注者に貸与する。

ウ 設計の実施

更新設計は提示された設計と条件及び適用基準に基づき行う。

積算業務は、監督員の承諾を受けた更新設計図書及び適用基準に基づき行う。

エ 設計図書の提出

(1) 本設計に係る設計図書の作成及び提出方法は、本仕様書によるものとし、提出物は下記のとおりとする。なお、表紙の色等の詳細については監督員の指示によるものとする。

ア 報告書（A4版） 1部

※各種計算書も含む ただし、電子データでも可とする。

イ 図面（A3版） 2部

ウ 原稿・原図 1式

ただし、電子データでも可とする。データ形式は監督員と協議すること。

エ その他監督員が指示するもの 1式

第2章 施工

1 施工にあたっての前提条件は次のとおりとする。

ア 工事期間中、受注者自体はもちろん、公園利用者の安全を最優先に考慮し施工を行うこと

イ 施工箇所は信州まつもと空港の航空法に基づく高さ制限があるため、その制限を越えないよう照明設備等を設置すること。また、空港制限等に伴い、施工に際しては空港の運用時間外の施工のほか、施工条件がつく可能性があり得るので、関係機関へ確認するとともにその対応について調整を図ること。

ウ 電源については、仮設電源設備、工事用電柱の引き込み等を受注者にて設置すること。

エ 水道については、既存設備からの分岐は可能とするが、水道使用料金は受注者にて負担すること。

オ 現場事務所は敷地内に設置可能であるが、設置場所等は協議によるものとする。

2 その他

- ア 施工前に既存の設備を十分調査し、不明な点は監督員と協議すること。
- イ 施工に際し、仮設計画を提出すること。計画作成にあたっては、航空法の高さ制限を考慮すること。また、松本空港管理事務所に協議・届出書の提出を行うこと。
- ウ 搬入においては、通行ルート、重機搬入ルート等を、事前に監督員及び指定管理者と協議すること。
- エ 施工に伴う騒音、塵埃等は可能な限り抑え、危険防止、火災等保安上万全な処置を講ずること。
- オ 既設構造物等を汚損したときは、すみやかに監督員に報告し、受注者の負担で直ちに復旧しなければならない。
- カ 工事施工のため必要な関係官公署その他に対する諸手続きは、原則として受注者においてすみやかに処理しなければならない。なお、これらに要する費用は全て受注者の負担とする。
- キ 工事完成後、取扱について施設管理者及び利用者に対して説明会を開催すること。
- ク システム運用のための簡易マニュアルを取扱説明書とは別に用意すること。
- ケ 納入後 10 年間で予定（想定を含む）される点検、清掃、部品交換等の保守、管理項目と各々の概算費用を年次毎に整理した資料を提出すること。
- コ 新技術の提案は随時行うものとし、監督員及び関係各課と打ち合わせの上、採用の可否を決定するものとする。
- サ 本仕様書に記載されていない事項であっても、本工事の施工にあたり当然必要となるものについては、すべて受注者の負担において補足するものとする。
- シ 現地での施工期間中に開催される競技・イベント等の運営に支障をきたさないよう、その都度工程、工事方法等について指定管理者と協議すること。
- ス 受注者は、技術提案書の内容にもとづき監督員と協議のうえ詳細設計を行い、施工にあたっては監督員の承諾を得てこれを施工するものとする。
- セ 受注者は機器等の良好な品質確保のため、品質管理基準に基づく確認を行い、その結果を完成検査時に提出すること。品質管理項目及びその基準は、契約後速やかに監督員と協議の上で定めるものとする。
- ソ 品質管理体制および施工管理体制を記した資料（下請け業者を含む）を受注後速やかに提出すること。

3 完成図

完成図を下記により作成し、監督職員に提出するものとする。

- ア 報告書（A 4 縦版 表紙ビス止め） 1 部
※各種計算書、試験成績書も含む ただし、電子データでも可とする。
- イ 完成図面 A 3 版 2 部 A 1 版 1 部
- ウ 原稿・原図 1 式
ただし、電子データでも可とする。データ形式は監督職員と協議すること。
- エ その他監督員が指示するもの 1 式
- オ 機器等操作マニュアル 3 部
- カ 機器等取扱説明書 3 部
- キ 機器等品質証明書 1 部

以上